

■議会議務局から

平成25年 第4回町議会定例会

本庁議場で、平成25年第4回町議会定例会を開催しました。

総務文教常任委員会所管事務調査「複式学級と新給食センターについて」
 新学校給食センターは、平成25年4月から稼動を開始し、オール電化で最新の設備を設置し、食の安全・児童生徒の健康増進や食育等の拠点施設となっている。また、先般起こった壁面のひび割れは改修され、給食業務への支障はなかった。食材については、現状の比率では愛南町産が10%、愛媛県内産が37%、計47%が愛媛県産であるが、今後一層地産地消の方向に努力していくこと。

次に、複式学級について、町内15校の小学校においては、現在すでに12校が複式学級校であり、平成26年度からは菊川小学校の統廃合により11校となるが、平成28年度からは飛び複式の学校も1校発生することが推測されている。そこで、複式学級で授業を行っている長月、福浦小学校から授業内容の説明を受けた。複式学級は2学年同時の指導が原則であるが、1人の教諭による2学年同時の直接指導は困難であり、学習過程をずらして組合せ指導を行っている。そのため、間接指導の内容の工夫やその児童に合った効果的な学習の工夫等多くの課題がある。将来の愛南町を担う子供たちにより良い教育の場を提供するためにも、町としてどのような支援援助ができるか検討すべきである。

今後の課題として、学校給食センターは停電時の対応策がいまだ示されておらず、災害時食の最重要拠点となるべき施設と考え早急な対応が必要である。また、複式学級への支援策として、複式学級支援員の検討を行う時期に来ており、前向きな対策を強く要望する。

12/12~19

本議会では、まず、所管事務調査の報告として総務文教常任委員会委員長の中野光博議員から調査結果が報告された後、平成25年度(平成24年度実績)教育委員会点検・評価の報告がありました。議案については、工事請負契約や保険料を引き上げる町国民健康保険税条例の改正案など条例の一部改正、一般会計・特別

会計・事業会計の補正予算についてなど、17議案を原案可決しました。

また、人権擁護委員候補に藤田英子氏(緑甲)を推薦することについて適任としたほか、専決処分(損害賠償の和解について)の報告がありました。「TPP交渉からの撤退を求める請願」など3件の請願は不採択としました。

一般質問

質問者	質問事項
草木原由幸	①僧都ウインドシステム発電事業について ②介護保険不正利得返還請求事件について
渡邊知彦	①風力発電施設と健康被害、自然破壊、鳥獣類の生態系、メリット・デメリットについて ②地域医療について ③地中に眠る古代ロマンについて ④忘年会シーズンについて
内倉長蔵	①町政懇談会について ②新庁舎(愛媛県との合同庁舎化)建設について
西口孝	TPPへの参加で本当に地域農業は守れるのか、について
坂口直樹	①救急医療情報キットについて ②通学路について(その1) ③通学路について(その2)

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。なお、公開には2か月程度かかりますのでご了承ください。

愛南のうまいもん、愛南町の魅力をPR

愛南町に誘致した株式会社レクザムの香川パークトリー(高松市香南町、従業員約700名)で、香川工場から遠く離れた愛南工場(平成20年12月稼働)を身近に感じてもらうと、昨年続き、社員の皆さんに本町の冬の味覚を代表する愛南かきやブリなどの特産品PRを行いました。

当日は、蒸しかき、かき汁やブリの刺身の試食を行いました。試食会場では、「愛南のかきは身が大きくてとろけるように柔らかい」、「ブリは脂が乗って歯ごたえも最高」などの声が聞かれ、おいしそうに食べている方々の笑顔であふれました。

この事業には、一部「平成25



竹田組合長、幸田さん、山口さんが丸々と太ったブリを手際よく刺身にし、社員の皆さんに振舞いました。



尾崎さん、本多さんによる絶妙な味付けで、かき汁約400食分が調理されました。

年度水産多面的機能発揮事業」を活用し、愛南町ぎよしよく推進協議会の山口誠さんにお願いした。ただいたほか、ブリの調理のために久良漁協の竹田英則組合長と幸田雅彦さん、また、かき汁の味付けのために尾崎イトミさん(愛南町食生活改善推進協議会会長)、本多恵子さん(同副会長)にも参加していただきました。

また、岡野晋滋社長、住田博幸副社長をはじめ、60名を超える社員の方に「愛南町ふるさと寄付金」の申出をいただきました。

町としても、誘致企業との良好な関係を維持しながら、事業所の留置による雇用拡大へと結び付くよう、事業活動の側面的な支援を継続していきます。

大規模災害に備えた地域づくりを考える

「大規模災害に備えるまちづくり」をテーマに、御荘文化センターで「愛南町防災フォーラム」を開催しました。

フォーラムでは、神戸大学社会科学系教育研究府の紅谷昇平特命准教授が『大災害の生活課題と事前に備える地域づくり』と題して講演し「適切な対策をとれば被害は防げる。近所付き合いやコミュニティ活動で守りたいと思える地域」を築くことも重要」と訴えました。

また、愛媛大学防災情報研究センターの森伸一郎准教授が



概要は、「広報あいなん1月号(Vol.112)」に掲載しています。

しつかり歯磨きでむし歯ゼロ

愛南町と愛南町食育推進協議会では、愛南食育計画での取組の一つとして、むし歯ゼロ率の高い保育所・幼稚園や小・中学校から「愛なん歯つらつ大賞」を決定し、表彰しています。

平成25年度は、次のとおり表彰を行いました。

※()内の数字はむし歯ゼロ率

- 保育所・幼稚園の部
 - 船越保育園(76・74%)
- 小学校の部
 - 長月小学校(100%)
- 中学校の部
 - 内海中学校(100%)

これからもしつかり歯磨きをして、きれいな歯を守りましょう。

■保健福祉課から

むし歯0本、おめでとう

愛南町では、5歳児健康診
査で、むし歯が0本だったお
子さんを表彰しています。

1月に実施した5歳児健診
では、23名の受診者のうち11
名のお子さんを表彰しました。

これからもしっかり歯磨き
をして、きれいな歯を守りま
しょう。

中尾 紗 唯ちゃん(平 啓)

岩崎 快くん(中 浦)	早崎 純一郎くん(御荘平城)	早崎 宗次郎くん(御荘平城)	今川 透くん(御荘平城)	濱田 由宇ちゃん(御荘平城)	山上 敦大くん(御荘平城)	倉田 蓮翔くん(御荘平城)	清水 煌正くん(御荘平城)	本田 紗矢ちゃん(城辺甲)	濱田 匡史くん(増 田)
-------------	----------------	----------------	--------------	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--------------

■総務課から

交通災害共済の加入手続きについてお知らせします

共済掛金(年額)

一般 700円

中学生以下 300円

加入口数 1名につき1口に限
ります。

共済期間 平成26年4月1日
〜平成27年3月31日

※期間途中に加入された方は、
掛金を納めた日の翌日から平成
27年3月31日までとなります。

加入資格

○町内に居住し、住民基本台帳

に記録されている方

○共済加入者の被扶養者等で町
外に居住されている方

申込受付 3月3日(月)から
申込用紙の配布

2月末日に、平成25年度に加
入された方へのみ発送します。

申込先

総務課、各支所又は所定の金
融機関

問合せ

総務課 TEL 7211211

■町民課から

人権擁護委員のお知らせ

1月1日付けで、法務大臣か
ら金子敦子氏(緑甲)が人権擁護
委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、人権擁護
委員法に基づき委嘱された、
私たちの町の相談パートナーで
す。暮らしの中での悩みや心配

ごと、困りごとのある方は、ぜ
ひ人権擁護委員にご相談くださ
い。

問合せ

町民課 TEL 7217300
松山地方事務局 宇和島支局
TEL 089512210770

■学校教育課から

就学援助制度について

愛南町では、小・中学校に通
学しているお子さんのいるご家
庭で、経済的な理由により給食
費や学用品費などの支払いにお
困りのご家庭に対し、その費用
の一部を援助しています。

対象者

昨年度又は今年度において、
次のいずれかに該当し、かつ
世帯の所得合計が本町の認定基
準以下のご家庭が対象となりま
す。

(1)生活保護の停止又は廃止に
なったご家庭

(2)町民税が非課税となったご家
庭

(3)児童扶養手当の支給を受けて
いるご家庭

※認定を受ける際には審査があ
りますので、この要件に該当し
ても必ず援助されるとは限りま
せん。

申請書類

(1)就学援助費申請書(小・中学
校及び学校教育課にありま
す。)

(2)平成25年度分の課税証明書
※場合によっては、これ以外の
書類を提出していただくことが
あります。

問合せ

学校教育課 TEL 7211113

■町民課から

後期高齢者医療制度についてお知らせします

後期高齢者医療制度について、資格の手続きや柔道整復等の正しいかかり方はご存知ですか。
資格の手続き

こんなとき	手続き	いつまで	必要なもの
転居や転出をするとき	保険証を添えて届出	14日以内に	印鑑、保険証等
生活保護が開始又は廃止になったとき	生活保護を受ける場合は資格を失い、生活保護の廃止の場合は資格を取得するため届出が必要です。	すみやかに	印鑑、生活保護決定通知書、生活保護廃止通知書、保険証等
一定の障害がある65歳以上の方で後期高齢者医療に加入を希望するとき	【一定の障害】 ・身体障害者手帳1級から3級及び4級の1部 ・療育手帳A1、A2 ・精神障害手帳1、2級 ・国民年金証書(障害)1、2級	加入を希望するとき	印鑑、一定の障害がわかる手帳や年金証書、現在の医療保険証
低所得の方で窓口負担を抑えたいとき	住民税非課税世帯の被保険者は申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。	必要になったとき	印鑑、保険証

◇柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうを受ける方へ

種類	保険が使える施術	注意事項
柔道整復 (整骨院・接骨院等)	打撲、ねんざ、挫傷(肉離れなど)、骨折・脱臼(応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。)	骨や関節・筋肉のケガの治療や応急手当を目的とする施術です。
あんま・マッサージ	筋麻痺や関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症状の場合	医師が必要と認められた場合、症状改善などの目的で、あんま・マッサージ、はり・きゅうを受けることができます。
はり・きゅう	神経痛、腰痛症、五十肩、リウマチなど	

※単に、日常生活での疲れや肩こり(疲労回復)・気持ちが良いといった理由で受けるもの(慰安目的)については、保険の対象外です。

問合せ 町民課 TEL 72-7300

■生涯学習課から

御荘文化センター自主事業

「舞の海秀平氏講演会」を開催します

お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。

日時 3月19日(水) 19時～

(開場18時30分)

会場 御荘文化センター

※入場は無料ですが、整理券が必要が必要です。

問合せ

生涯学習課

TEL 73-1111



■保健福祉課から

平成26年度一時保育利用のご案内

愛南町では子育て家庭を応援するため、一時保育事業を実施しています。保護者の傷病、入院、家族の看護など緊急を要するときやパートタイム、集団保育の体験、兄弟の学校行事、リフレッシュなどの理由でもご利用できます。平成26年度4月から一時保育の利用を希望される方は、登録申請が必要です(申請書は保健福祉課・各支所・町内の保育所・幼稚園に用意しています)。一時保育を上手に活用し、子育てライフを楽しみましょう。

実施保育所 町立緑保育所

(TEL 7210897)

対象児童

保育所に入所していない満1歳から小学校就学前までの集団保育が可能な児童

利用登録の手順

- ① 緑保育所に面接日予約の電話
- ② 緑保育所に申請書を提出。同時に児童同伴での面接
- ③ 審査、決定
- ④ 保護者に承諾書を送付

利用申込み 承諾書に記載のある「登録番号」により、緑保育所に電話等で予約してください。※利用日数や保育料等詳しくは、お問い合わせください。

問合せ

保健福祉課 TEL 7211212

■農業支援センターから

愛南グリーン・ツーリズム「イチゴ収穫体験」の参加者を募集します

ご家族・ご友人などお誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

日時 2月15日(土)

午前10時～(雨天決行)

場所 緑乙(樋口)

定員 10名(先着順)



参加費 1人

1,000円

(持ち帰りは別途)

申込み・問合せ

農業支援センター

TEL 7217311

■選挙管理委員会から

寄附禁止のルールを守って 明るい選挙を実現しましょう

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されており、違反すると罰せられます。また、有権者が寄附を求めるとも禁止されています。

■政治家の寄附の禁止

政治家(候補者、候補者になるうとする者、現に公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。

■政治家に対する寄附の禁止

有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

■政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員であ



る団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。

■後援団体の寄附の禁止

後援団体が花輪や香典、祝儀などを出すと処罰されます。

■あいさつを目的とする

有料広告の禁止 政治家や後援団体が有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

■年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。

問合せ

選挙管理委員会 TEL 7211211

■町民課から

国民健康保険被保険証の一斉送付について お知らせします

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は、平成26年3月31日です。3月下旬に新しい被保険者証を、普通郵便で送付します。

※簡易書留での郵送を希望される方は、2月28日(金)までに町民課又は各支所にご連絡ください。

問合せ

町民課 TEL 7217300

国民年金保険料の納付は、口座振替が便利でおトクです

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替をご利用いただくのと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省ける上、納め忘れもなくとても便利です。また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とさせていただくことにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納(4月分〜9月分・10月分〜翌年3月分)、1年前納(4月〜翌年3月分)もあり、大変お得です。※平成26年4月から2年前納(4月〜翌々年3月分)が始まる予定です。なお、6か月前納・1年前納・2年前納のお申込期限は毎年2月末日までです。口座振替をご希望の方は、年金手帳又は基礎年金番号がわかる書類、通帳、金融機関の届出印をご持参の上、ご希望の金融機関・年金事務所又は役場町民課へお申し出ください。

◇お申込みから数週間後に、手続き完了と振替開始月のお知

今月の社会保険・年金一日相談(予約制)
 ○2月18日(火)
 10時〜15時30分
 (城辺商工会館2階)
問合せ 宇和島年金事務所
お客様相談室
 TEL 0895-221-5569
電話受付対応時間
 8時30分〜17時15分

らせが送付されますので、納付対象月をご確認ください(口座振替が開始されるまでの間は現金で納付していただくこととなります)。

◇振替日が休日の場合、翌営業日に振替されます。

◇一部納付(一部免除)されている方は、「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります。◇クレジットカードによる国民年金保険料の納付もできます。

問合せ
 町民課 TEL 7217300
 宇和島年金事務所
 国民年金課
 TEL 0895-221-5344

し尿くみ取料金を改定します

し尿のくみ取料金は、平成18年1月1日に改定して以来、現在まで据え置いてきましたが、物価の上昇などを考慮し料金の見直しを行い、平成26年4月1日から次のとおり改定することになりました。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

【し尿くみ取料金】
 18ℓ当たり
 【改定前】 136円(税込み料金。税抜き130円)以内
 【改定後】 162円(税込み料金。税抜き150円)以内

←
問合せ
 環境衛生課 TEL 7217316

心配ごと相談所

無料で民生児童委員2名が日常生活でかかえる心配ごとの相談をお受けします。

2月8日(土)・26日(水)
 14時〜16時
 御荘老人福祉センター

福祉法律相談

無料で弁護士と民生児童委員が相談をお受けします。※1回の相談人数は8人までで事前予約が必要です。定員に達した場合は受付を終了します。

3月11日(火) 14時〜16時
 御荘老人福祉センター

詳しくは、社会福祉協議会本所(Tel70-1251)までお問い合わせください。

2月納税等のお知らせ

■税務課等から

固定資産税	4期/4期分
国民健康保険税	9期分/10期分
介護保険料	8期分/9期分
後期高齢者医療保険料	月末
保育所保育料	月末
下水道使用料	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。町税を滞納されずと本来、納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。

①町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末に振替となります。

②上水道使用料・簡易水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の10日です。

※該当日が休日の場合は翌日となります。

可能な限り住み慣れた家・地域で安心して暮らすために

シリーズ③

鈴木さん(仮名)の退院が近くなりました。がん専門病院の地域連携室から相談を受けた地域包括支援センターは、鈴木さんに、連携室と協力しながら介護保険の申請をしていただくことにしました。

約1か月後、「要支援2」の認定ができました。退院後は「趣味の釣りに行く」ことを目標に、鈴木さんは週2回介護予防通所リハビリに通い、足腰の力をつける運動や適量の食事が摂れるよう口腔機能の向上に努めました。

数年が経過し、鈴木さんのが更新では「要介護3」の認定でした。

包括支援センターの担当ケアマネージャーは、ご本人やご家族と相談して「要支援↓要介護」に移行したことで、希望の居宅介護支援事業所への連絡調整を行いました。

依頼を受けた居宅介護支援事業所の担当ケアマネは、早速ご

本人やご家族の意向確認を行うために自宅訪問を行いました。

鈴木さんは「治療を続けながら、できれば最後まで家で暮らしたい。通所リハビリには友達もいるので、できるだけ通いたい」との意向。奥さんは「自分の体調もあまり良くないけれど、本人の希望もあるので、いろいろと助けてもらいながら夫の思うようにしてあげたい」との意向でした。鈴木さんの体調は、食事も少なく体力も低下、歩行はできにくく、少し歩くとしんどさを感じる状態です。

意向を確認した担当ケアマネは、今後予測される体調の変化、ご本人やご家族の希望を大切にしながら、かかりつけ医の訪問診療や訪問看護などの調整を行いました。また、体のしんどさや食事量の変化に留意しながら、週2回の通所リハビリと週3回の訪問看護、主治医等と連携を行いながら自宅生活を支えました。徐々にしんどさや痛

みが出てきたため、自分で歩いたり起きたりすることもできなくなり、担当ケアマネは電動の特殊寝台や車いすを検討し、借りることにしました(福祉用具貸与)。

おかげで、鈴木さんは自分で体を起こしたり、介助をしてもらって車いすへ移乗し、天気の良い日などは室内から外を眺めて過ごしたりしていました。

ある日、鈴木さんの奥さんが介護疲れから体調を崩したため、1週間ほど老人保健施設のショートステイを使うことになりました。(シリーズ④につづく)

問合せ

地域包括支援センター

TEL 72-7325

介護(介護予防)サービスを利用する手順

